

令和5年度猪名川町移住定住促進広報ツール制作業務に係るプロポーザル方式評価基準

参加者は「価格」、「企業の技術力、信頼性、社会性」及び「契約内容の性能」をもって入札に参加し、プロポーザル方式の方法によって得られた数値（以下「評価点」という）により契約決定とする。

1 プロポーザル方式の方法

- (1) 契約者を決定する評価点は、価格点と加算点の合計をもって行う。

$$\left[\text{評価点 (100点)} = \text{価格点 (20点)} + \text{加算点 (80点)} \right]$$

- (2) 「価格点」の算出方法について

価格点の算出方法は、以下の算式により算定し、その値を価格点とする。

(以下の算式において見積価格及び予定価格ともに税込み)

$$\left[\begin{array}{l} \text{価格点} = 100 - 100 \times \text{見積価格} / \text{予定価格} \\ \text{なお、小数第3位 (4位四捨五入) とし、20点以上の場合は20点とする。} \end{array} \right]$$

- (3) 「加算点」の算出方法について

加算点については、80点満点とし、各委員の評価の平均値を得点とする。(加算点の算出は、それぞれの審査員の合計を審査員の人数で割戻し、最終的な各審査項目の得点とする。小数第3位 (4位四捨五入))

- (4) 各参加者の各審査項目の点数については、選考委員会において決定する。

- (5) 契約者の決定方法

評価点の最も高い者を契約者とし、2者以上いる場合の契約者は、加算点が高い者とする。
なお、加算点が同じ場合は、価格が低い者とし、価格が同じ場合は、くじ引きとする。